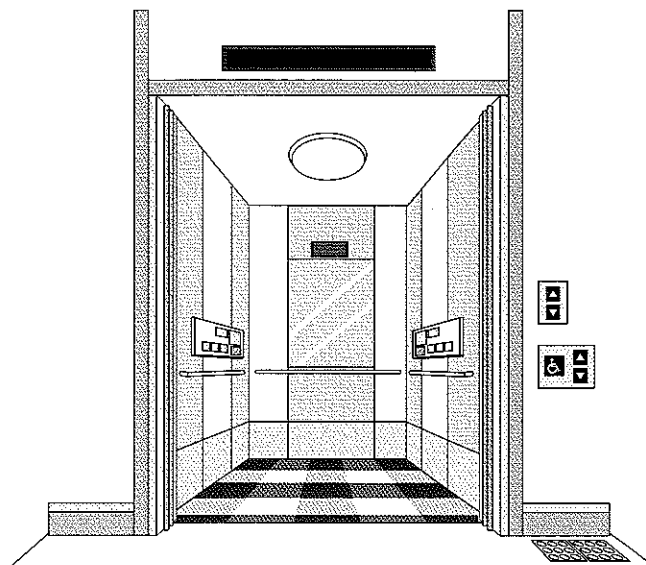
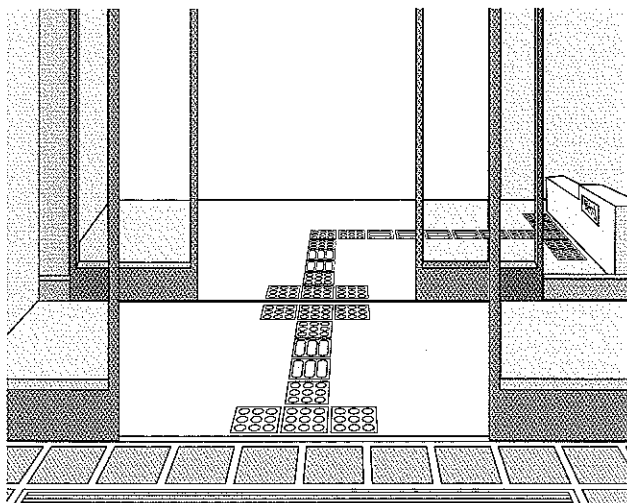
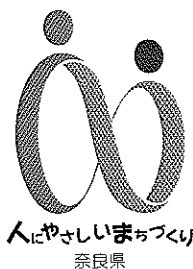


# 建築物のバリアフリー化を 進めるために



奈良県では、以下の2つの制度を適用して、建築物のバリアフリー化を推進しています。

## ●奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例）

障害者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指して平成8年4月に施行されました。（平成17年4月に施行規則改正）

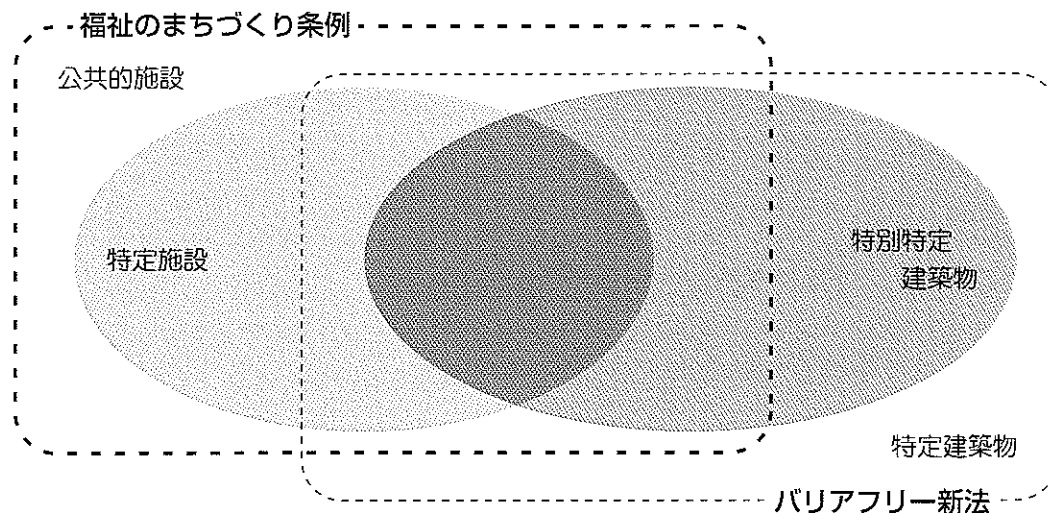
## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、鉄道駅や空港などの旅客施設を対象とした旧交通バリアフリー法に、建築物を対象とした旧ハートビル法（平成6年に施行、平成15年に改正法施行）を加え、平成18年12月に施行されました。なお、建築物については、対象施設の追加や基準の強化が図られました。

## バリアフリー新法と福祉のまちづくり条例の関係

「福祉のまちづくり条例」と「バリアフリー新法」は、いずれも障害者・高齢者が施設を円滑に利用できるようにするための制度であり、それぞれの制度の対象となる施設は異なりますが、施設によってはいずれの基準も満たすことが求められるものもあります。（対象施設は最終ページ参照）

<福祉のまちづくり条例とバリアフリー新法の関係イメージ図>



- 福祉のまちづくり条例 「公共的施設」※1 について、規則で定める整備基準への適合努力を求め、公共的施設のうち「特定施設」※2 を設置する場合には届出を求めています。

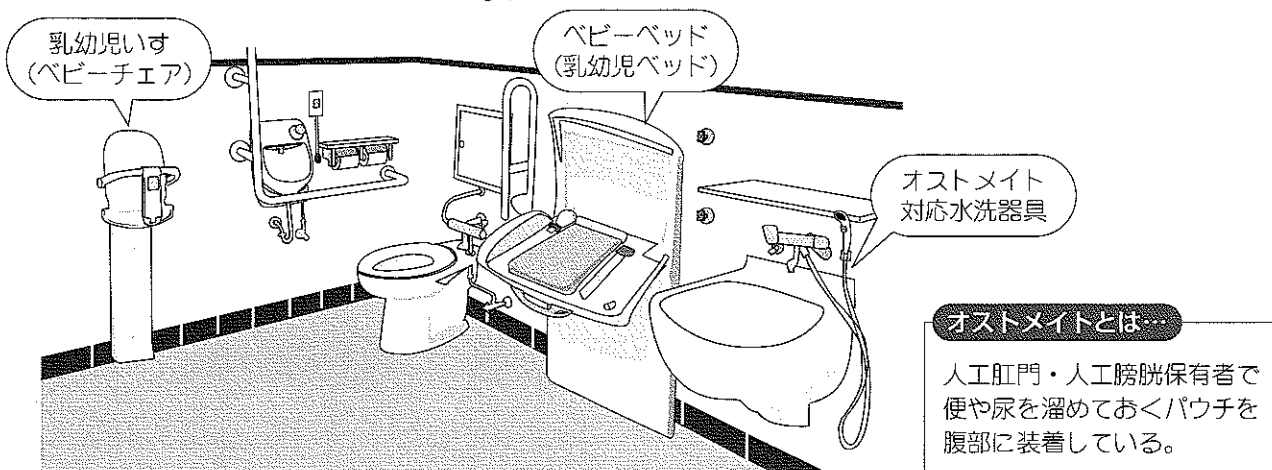
※1 不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場等

※2 公共的施設のうち、より公共性の高い公共的施設

- バリアフリー法 「特定建築物」※3 について、認定を受けることができ、特定建築物のうち「特別特定建築物」※4 を設置する場合は基準に適合させることが義務づけられています。

※3 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物等

※4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの



# バリアフリー新法における建築物移動等円滑化基準等について

- 旧ハートビル法及び旧交通バリアフリー法の統合及び所要の措置の拡充が行われた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が、平成18年12月20日に施行されました。

旧ハートビル法からの主な変更点（下線部が、旧ハートビル法から変更・追加された事項です）

## 対象施設の追加

- ◎出入口・廊下・階段・傾斜路・エレベーター・便所・駐車場・ホテル又は旅館の客室 等

建築物特定施設として新たに「客室」を位置付け、客室が50以上の場合には一以上の車いす使用者用客室を設けることとされました。

## バリアフリー化の義務付け対象用途（特別特定建築物）

- ◎盲学校、聾学校又は養護学校・病院又は診療所・劇場・集会場・展示場・百貨店・ホテル又は旅館・保健所・老人ホーム・老人福祉センター・体育館・博物館・公衆浴場・飲食店・郵便局・公衆便所・公共用歩廊（ペDESTリアンデッキ・自由通路等） 等

新たに「公共用歩廊」を特別特定建築物に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図ることとされました。

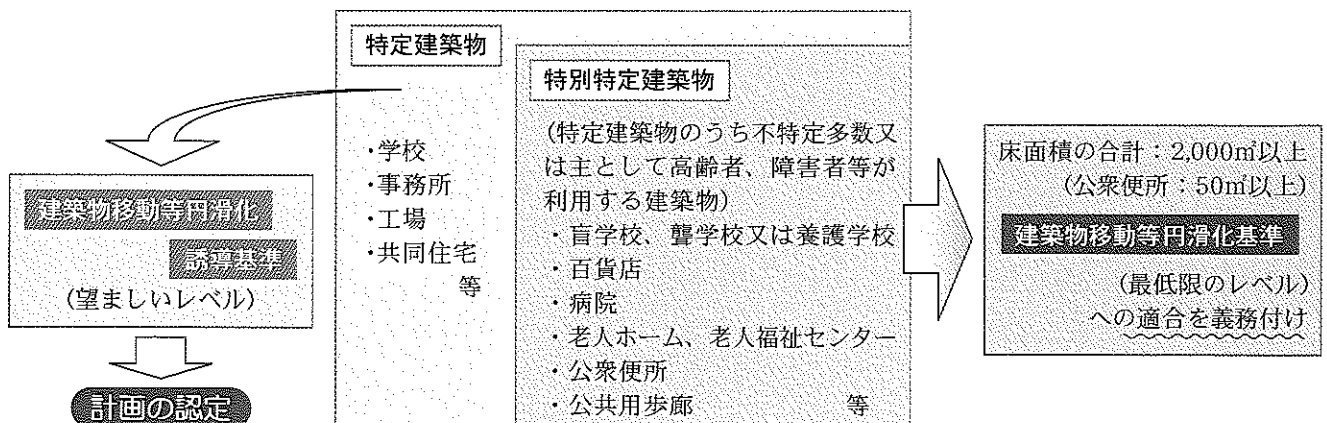
## バリアフリー化の義務付け対象規模

- ◎床面積の合計が2,000㎡（公衆便所にあつては50㎡）

「公衆便所」について、基準適合義務の対象となる床面積の規模を、「2,000㎡以上」から「50㎡以上」に引き下げられました。

## バリアフリー化の義務付け基準（建築物移動等円滑化基準）

- 廊下等について、表面を滑りにくい仕上げとするとともに、階段等の上端に近接する部分に視覚障害者用点状ブロックを設けること
- 敷地境界から居室までの経路等について、エレベーターやスロープの設置により段差を解消するとともに、出入口の幅を80cm以上、廊下の幅を120cm以上とすること
- 案内設備までの経路に視覚障害者用点状ブロックを設置すること
- 駐車場について、車いす使用者が円滑に利用できるスペースを設けること
- 便所について、車いす使用者が利用しやすく、かつ、水洗器具（オストメイト対応）を設置すること
- 移動等円滑化のための主要な設備に関する標識を設置すること
- 移動等円滑化のために必要な設備（エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等）の配置等を案内するための設備又は案内所（＝案内設備等）を設置すること 等



# 対象となる建築物

バリアフリー新法		用途	福祉のまちづくり条例
特定建築物	特別特定建築物		特定施設
○	○(注1)	学校	全て
○	○	病院又は診療所	1,000㎡超
○	○	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て
○	○	集会場又は公会堂	1,000㎡超
○	○	展示場	200㎡超 コンビニエンスストアは100㎡超
○	○(注2)	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡超
○	○	ホテル又は旅館	全て(一部5,000㎡超)
○	○(注3)	事務所	50戸(室)超 下宿は1,000㎡超
○	○	共同住宅、寄宿舎又は下宿	全て
○	○(注4)	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	全て
○	○	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	全て
○	○(注5)	体育館、水泳場、ボウリング場 その他これらに類する運動施設又は遊技場	1,000㎡超
○	○	博物館、美術館又は図書館	全て
○	○	公衆浴場	1,000㎡超
○	○(注6)	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	200㎡超 ダンスホールは1,000㎡超
○	○	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡超 郵便局・銀行は全て
○	○	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類するもの	自動車教習所全て (学習塾等は対象外)
○	○	工場	5,000㎡超
○	○	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	駅全て
○	○(注7)	自動車の停留又は駐車のための施設	バスターミナル全て
○	○	公衆便所	全て
○	○	公共用歩廊	全て
		火葬場、地下街	全て
		寺社、寺院、教会	500㎡超
		複合用途建築物	1,000㎡超

特別特定建築物の範囲 (注1) 盲学校、聾学校又は養護学校に限る  
 (注2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗  
 (注3) 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署  
 (注4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者が利用するものに限る)  
 (注5) 体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)若しくはボウリング場又は遊技場  
 (注6) 飲食店  
 (注7) 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る)

## ● 建築物のバリアフリー化に関するお問い合わせ先

《高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律(利用円滑化基準)に関すること》

奈良県土木部建築課 建築指導係 TEL 0742-27-7574

《高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律(利用円滑化誘導基準)に関すること》

《奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に関すること》

奈良県土木部建築課 まちづくり推進係 TEL 0742-27-7561



平城遷都  
1300年  
記念事業